

(令和6年度第2回京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会資料)

宿泊税の制度の在り方の検討について(2)

令和6年7月30日

京都市

(事務局：行財政局税務部税制課)



京都市
CITY OF KYOTO

第1回(4月19日)

【事務局から】

- ・ 諮問
- ・ 施行状況に関する現状と課題の報告
- ・ 検討の方向性(使途や税率見直しの考え方)等の提示

【御議論いただいた内容】

- ・ 検討の方向性（論点）の整理
- ・ 今後の進め方の確認

宿泊事業者アンケート

【実施概要】

- ・ 目的：制度を見直した場合の影響(宿泊料金の分布等)、使途に対するニーズ、広報物の利用状況等の把握
- ・ 対象：市内の宿泊施設(ホテル・旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業届出住宅)から400施設を無作為抽出
- ・ 方法：オンラインアンケート(案内は郵送)

第2回(7月30日)

- ・ 宿泊事業者アンケート結果報告
- ・ 業界団体ヒアリング実施
- ・ アンケート、ヒアリングの結果を踏まえた答申の方向性協議

※ 必要に応じ追加開催
(1～2回程度)

第3回(8月)

- ・ 答申案の議論

- ・ 8月下旬以降 答申

第1回検討委員会における各委員からのご意見

5年間の評価について	• 宿泊税の導入により、<u>観光課題対策のほか、魅力の形成や発信など観光施策が切れ目なく進んだとポジティブに評価</u>している。 • 宿泊税のみ現地・現金徴収となっている宿泊事業者がいるなど、<u>徴税システムの在り方にも課題がある</u>のではないかな。 • <u>使途を含め、特に市民への認知度に課題がある</u>のではないかな。
検討の方向性について	• 宿泊事業者の事務負担や、増税により観光にマイナスが生じるのではないかなという懸念の声にも留意すべき。<u>市民・観光関係者双方への前向きな情報発信が必要</u>。 • 災害対策など<u>レジリエンスを強化する施策への投資</u>やそのための財政措置が必要。 • <u>何にどれだけの予算が必要で、どれだけ不足しているのかを可視化</u>してほしい。 • 市民サイドの視点が弱い。市民生活あつての観光である。<u>市民の声を拾い、反映させてほしい</u>。 • 税収増を目指す必要性は理解する。一方、高価格帯の施設は今後も増えるのではないかな。<u>現状だけでなく5年先を見据えた議論をすべき</u>。 • 観光客増に伴い行政需要が増加しており、その影響は環境、交通など多方面に及ぶ。<u>税率見直しと併せて、普通税化する議論があってもよい</u>のではないかな。 • 市民理解の促進は重要であるが、一般財源化されているかのような誤解を招くのは問題。<u>「何に使わないか」の議論も必要</u>。

1. 税収の使途及びそれを踏まえた税率の在り方の見直し

1-1. 財源確保の必要性(行政需要)

- 観光課題対策をはじめとする市民生活と観光のより一層の調和の推進に係る事業
- 都市基盤整備等の観光を通じた市民生活向上の実感が得られる事業

1-2. 税率の在り方

- 1-1の検討を踏まえて、それらの行政需要を支える財源を確保するための宿泊税の税率見直しを検討
- 併せて、宿泊客の担税力に見合った公平な負担をどのように実現するかを検討

2. 徴収事務や広報の在り方の見直し(上記1に付随する論点)

- 徴収事務における課題や税率見直しにより生じる事務負担、事務補助金の在り方
- 市民の共感の輪を拡大するための周知・広報の在り方

宿泊事業者アンケート(令和6年6月実施)

調査概要

目的	・宿泊税の税率を見直した場合の税収や徴税業務への影響等を把握し、見直しの参考とすること ・宿泊税の認知度や広報物のニーズ等を把握し、改善に向けた課題を抽出すること
対象	・市内の宿泊施設400件を無作為抽出 ※総定員数の割合を踏まえ、旅館・ホテル240件、簡易宿所120件、住宅宿泊事業届出施設40件をそれぞれ抽出
方法	・「Grafferスマート申請」のアンケート機能を利用したオンライン調査(調査依頼文は個別に郵送) ・回答期間約3週間
質問項目	【施設について】 ・施設種別 ・所在行政区 ・総客室数及び総定員数 ・宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数 【宿泊税について】 (認知度・広報) ・宿泊税の認知度(日本人客・外国人客) ・施設における広報の方法 ・宿泊客の反応 ・京都市による宿泊税の広報に対する意見 (徴収事務) ・宿泊税の徴収方法 ・キャッシュレス決済の対応状況 ・徴収事務で苦労していること ・徴収額に対するコスト比率 (使途) ・希望する宿泊税の使途 【その他】 ・制度の在り方や運用上の課題等に対する意見(自由記述) ・施設名称(自由記述)

回答状況

- ・ 回答数:103件(回答率25.75%)

【内訳】

種別	回答数	構成比
旅館	23	22.3%
リゾートホテル	4	3.9%
ビジネスホテル	17	16.5%
シティホテル	21	20.4%
簡易宿所	26	25.2%
住宅宿泊事業法届出施設	12	11.7%

総定員数	回答数	構成比
～9人	32	31.1%
10～49人	24	23.3%
50～199人	26	25.2%
200～499人	17	16.5%
500～999人	4	3.9%
1000人～	0	0.0%

- ・ 質問や回答の一覧は別紙参照

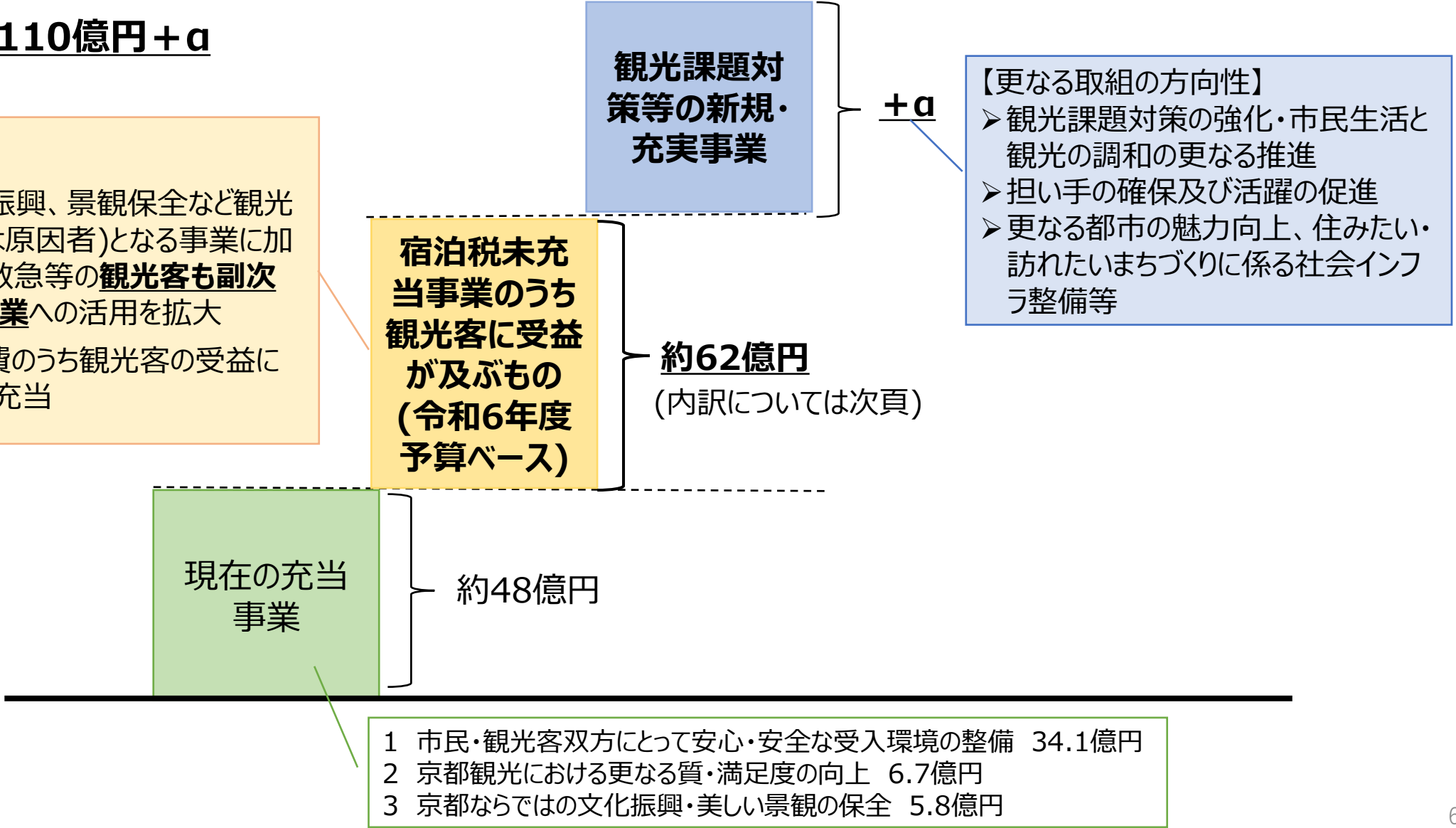
宿泊税の活用が想定される事業に係る行政需要(全体イメージ)

・ 観光客に受益が及ぶ事業については、現行の宿泊税充当事業に加えて**62億円 + αの行政需要**が想定される

年間総需要額 = 約110億円 + α

【充当事業の考え方】

- 観光課題対策や観光振興、景観保全など観光客が主な受益者(または原因者)となる事業に加え、道路、防災、消防救急等の**観光客も副次的に便益を享受する事業**への活用を拡大
- 後者については、事業費のうち観光客の受益に応じた割合に宿泊税を充当



宿泊税未充当事業のうち観光客に受益が及ぶもの(令和6年度予算ベース)

【注】金額は一般財源ベースの事業費のうち宿泊税の充当が可能と考えられる額
※印があるものは、観光客の受益に応じた割合分のみを計上

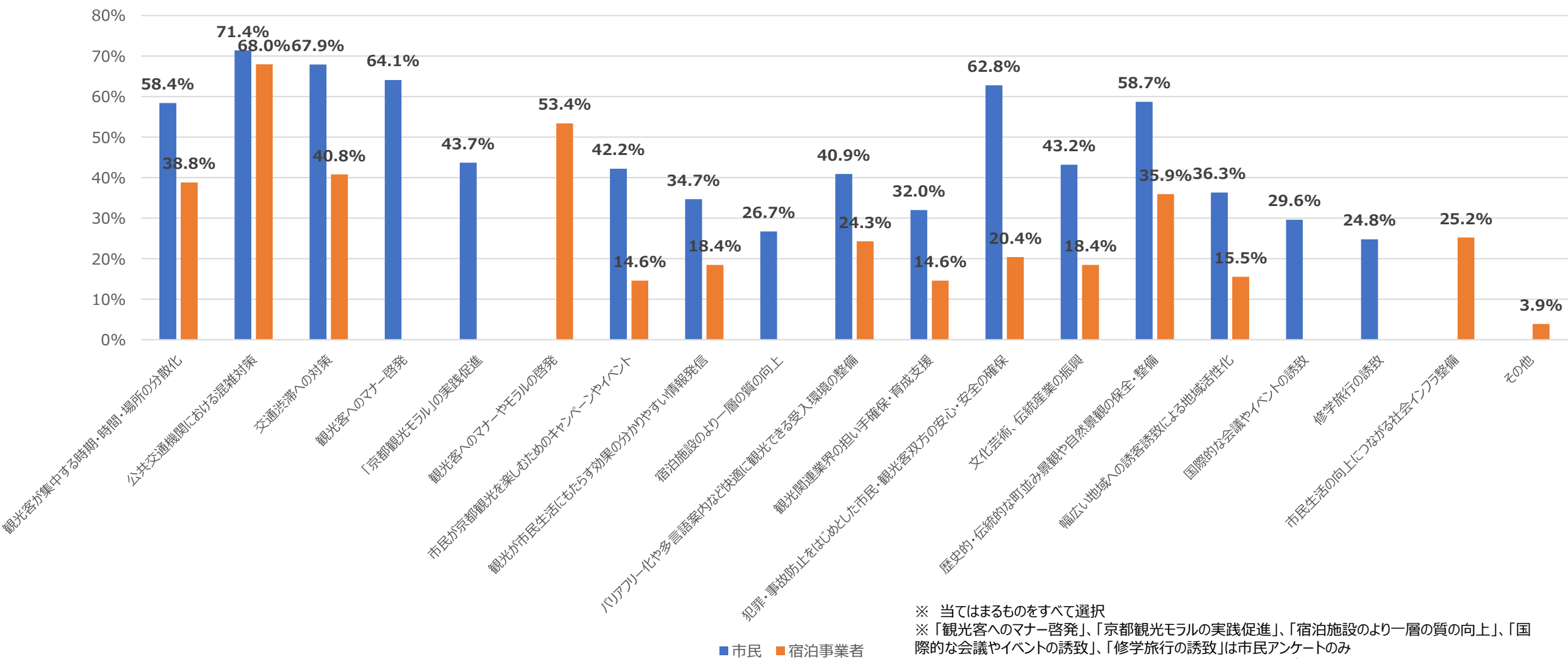
※単位:億円

1 観光課題対策の強化・市民生活と観光の調和の更なる推進		2 更なる都市の魅力向上・社会インフラ整備等	
1-1混雑対策（観光地、道路等） ➢ 交通混雑緩和に向けた情報発信等の強化 0.4 ➢ 多様なエリアにおける魅力発信事業 0.3 ➢ 分散化の推進と観光の満足度向上のための朝・夜観光等コンテンツ造成事業 0.2 など	1.2	2-1京都ならではの文化振興、美しい景観の保全 ➢ 歴史的建築物保存・活用推進事業 0.1 ➢ アート市場活性化事業 0.1 ➢ 京都芸術センターの運営 1.2 ➢ 動物園・美術館等その他文化施設事業費(※) 3.7 ➢ 伝統産業未来構築事業(※) 0.1 など	6.2
1-2「京都観光モラル」の普及・実践促進、環境保全等 ➢ 街頭ごみの収集・処理 1.1 ➢ 市民生活と調和した持続可能な観光促進に向けた海外プロモーション強化事業 0.5 ➢ 「世界一美しいまち・京都」の推進(※) 0.1 など	2.3	2-2観光における質の向上、地域活性化 ➢ 世界遺産をはじめとした文化財における高付加価値な文化観光推進事業 0.1 ➢ 西陣を中心とした地域活性化(※) 0.1 ➢ 京都駅周辺エリア（西部・東部・東南部）の活性化(※) 0.1 ➢ 商店街等環境整備事業(※) 0.1 ➢ スポーツ施設事業費(※) 0.5 など	2.2
1-3市民の共感の輪の拡大 ➢ 「観光効果の見える化・観光への市民共感」促進事業 0.1	0.1	2-3公共交通等社会インフラ整備 ➢ 道路、橋りょう等の社会インフラ整備(※) 7.1 ➢ 公共交通担い手確保・定着支援事業(※) 0.1 ➢ 情報通信サービスの提供(※) 0.2 ➢ 雨水幹線の整備等の上下水道事業(※) 20.5 など	33.1
1-4その他受入環境整備等 ➢ 「民泊」対策業務 2.0 ➢ 消防・救急に要する経費(※) 11.6 ➢ 急病診療所運営等救急医療関係費(※) 0.6 など	16.9		

計 62.0 億円

実施して欲しい取組(市民・宿泊事業者アンケートから)

- 京都市に実施して欲しい取組(希望する宿泊税の使途)は、市民・宿泊事業者ともに「公共交通機関における混雑対策」が最多。その他、「景観の保全・整備」などにも一定のニーズ



※ 当てはまるものをすべて選択
※ 「観光客へのマナー啓発」、「京都観光モラルの実践促進」、「宿泊施設のより一層の質の向上」、「国際的な会議やイベントの誘致」、「修学旅行の誘致」は市民アンケートのみ
※ 「観光客へのマナーやモラルの啓発」、「市民生活向上につながる社会インフラ整備」、「その他」は宿泊事業者アンケートのみ

法定外目的税としての宿泊税

- (法定外)目的税は、**受益と負担の関係が明確化される**点に特長
- 「住民」ではない者＝宿泊客に負担を求める場合、**応益負担の観点からは目的税が整合的**
- 京都市では、狭義の観光振興施策のほか、**都市の魅力向上や社会インフラ整備等にも宿泊税収を活用**

法定外目的税制度の創設経緯

- 地方分権推進委員会第2次勧告(平成9年7月8日)
「法定外目的税については、**住民の受益と負担の関係が明確になり**、また、課税の選択の幅を広げることにもつながることから、その創設を図る。」
- ⇒ 地方分権一括法による地方税法改正により、法定外目的税が創設(平成12年4月1日施行)

京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会答申(平成29年8月)

- 地方税の制度は、地方自治体の構成員が広くその共通の費用の負担を相互に分ち合い、地方自治体の行政サービスの受益に応じて負担を行うという考え方のもと構築
- 京都市の施策には入洛客も受益を受けているものがあるが、現在の市町村税の制度では、入洛客が京都市に直接負担している税は少ない構造となっており、「受益と負担」の関係が直接的に対応するものとなっていない
- 「宿泊」行為を行う者に負担を求めることは、**入洛客の受益に見合った負担を広く分ち合う手法として、地方税の原則である負担分任性や応益性からも適当**

⇒ 京都市では、目的税としての宿泊税の性格を踏まえつつ、観光客誘致等の狭義の観光振興施策のほか、**京都独自の価値である文化、景観等の魅力向上や、住みたい・訪れたいまちづくりを支える社会インフラ整備等**にも活用

宿泊料金の分布と税率見直しの考え方

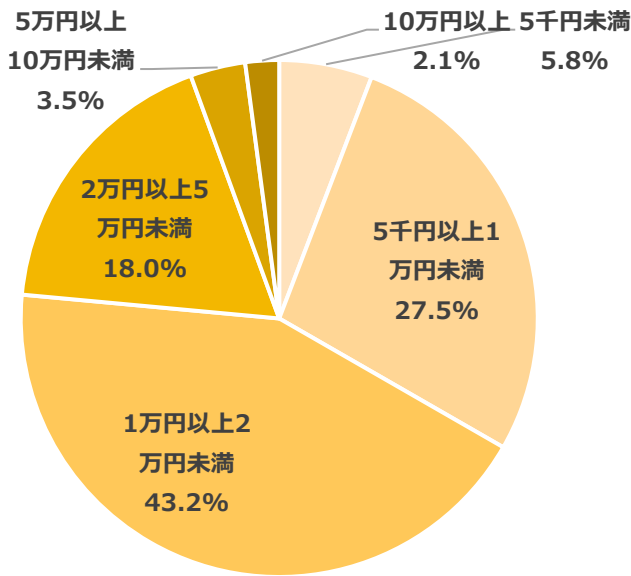
- 200円区分(宿泊料金2万円未満)が税収の約85%を占め、この区分をどう見直すかが増収効果に大きく影響。宿泊料金は1～2万円がボリュームゾーンで、負担感の大きい低額域(5千円未満)の宿泊者は全体の約6%
- 宿泊料金10万円以上の宿泊者は約2%であり、税収への影響は軽微

税率区分ごとの内訳(調定額ベース)

※ 単位：千円

宿泊料金	税額区分	R6予算推計
2万円未満	200円	4,085,079 <84.91%>
2万円以上5万円未満	500円	480,601 <9.99%>
5万円以上	1,000円	245,320 <5.10%>
合計(調定額)		4,811,000 <100%>

宿泊料金の分布(宿泊人数ベース)



【関連する主な自由記述意見(宿泊事業者アンケート)】

- 宿泊料金によって税額が変わることが経理事務や宿泊客への案内の苦勞を大きくしている。一律料金が良い【ビジネスホテル、シティホテル】
- 税額を含めた価格表示をしているので、納税額が変わるとシステムの書き換えが必要【シティホテル】
- 現行の税額は低価格帯施設ほど高率になり不公平【簡易宿所】
- 宿泊税の増額には賛成するが、用途が不明確。京都市の予算不足への充当はおかしい【旅館】
- これ以上宿泊税が増額された場合、宿泊客からの苦情や支払拒否が発生しないかと懸念する【簡易宿所】
- 訪日客からはもっと徴収してもよい【シティホテル】
- 大阪府のように免税点を設けてほしい【住宅宿泊事業法届出施設】

検討のポイント(再掲)

行政需要とのバランス

- 目的税であり、必要な税収は行政需要(用途)との兼合いで判断すべき

負担の公平性

- 宿泊者の担税力と負担の程度についてどのように考えるか
- 他方で、地方税の基本理念である応益負担原則にも留意する必要

特別徴収義務者の事務負担

- 税率区分を追加・細分化することで徴収事務が煩雑とならないか等

経済的效果

- 税率を引き上げることで京都への来訪・宿泊を抑制する効果が生じないか
- 税率の境界層付近における宿泊料金の設定に影響を及ぼさないか

徴収事務における課題

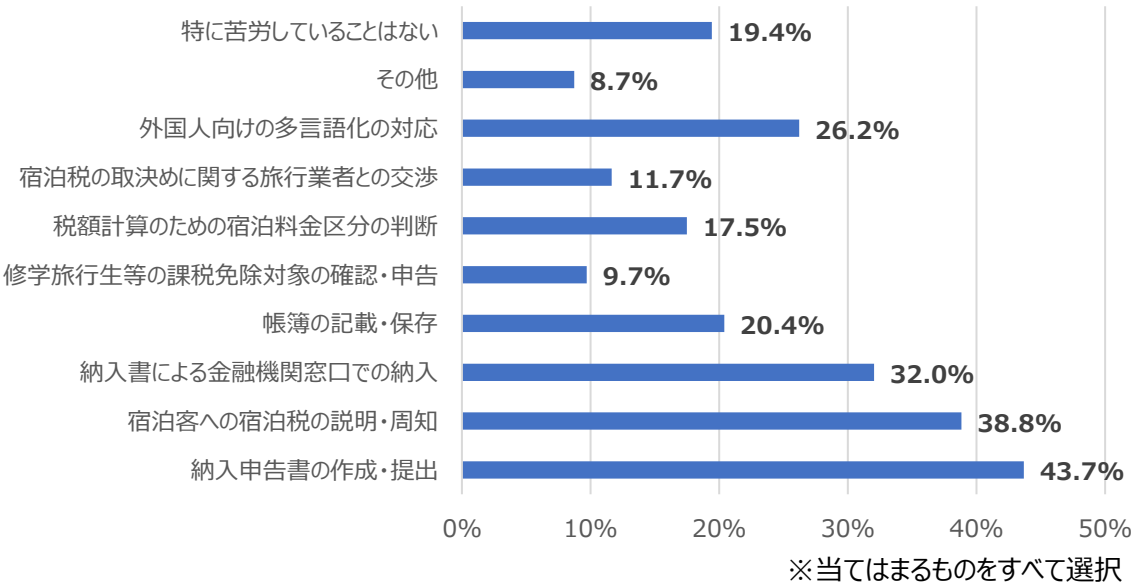
- ・ 宿泊税の徴収コストの割合は、4%以下の施設が7割超(不明を除く)。また、キャッシュレス決済に対応している施設は徴収コスト比がやや高い傾向があるなど、徴収コストが利便性向上の妨げとなっている可能性が示唆される
- ・ 徴収事務においては、「納入申告書の作成・提出」や「宿泊客への説明・周知」の負担感が比較的大きい

キャッシュレス対応×徴収方法×徴収コストのクロス集計

		徴収方法(※)	サンプル 数(※)	徴収コスト				
				～2%	2～4%	4～6%	6%～	不明
全体			97 100%	19 (19.6%)	24 (24.7%)	6 (6.2%)	7 (7.2%)	41 (42.3%)
宿泊税の キャッシュ レス決 済	対 応	対応 計	71 73.2%	8 (11.3%)	22 (31.0%)	5 (7.0%)	4 (5.6%)	32 (45.1%)
		予約時(施設払)	10	1	4	1	1	3
		予約時(予約サイト払)	13	3	2	2	1	5
		宿泊税のみ現地	28	0	10	2	2	14
		宿泊料金含め現地	18	4	4	0	0	10
		その他	2	0	2	0	0	0
		非 対 応	非対応 計	26 26.8%	11 (42.3%)	2 (7.7%)	1 (3.8%)	3 (11.5%)
	予約時(施設払)		1	1	0	0	0	0
	予約時(予約サイト払)		5	0	1	0	2	2
	宿泊税のみ現地		10	5	1	1	1	2
	宿泊料金含め現地		9	5	0	0	0	4
	その他		1	0	0	0	0	1

※徴収方法は、当該施設において「最も多く用いられるもの」を選択して回答
※キャッシュレス対応について「わからない・答えない」と回答した施設を除く

徴収事務で苦労していること



【関連する主な自由記述意見】

- ・ キャッシュレス支払だと施設側の損益に直結するため現金で徴収しているが、宿泊代(キャッシュレス)と宿泊税(現金)で二度の決済が発生し、非効率【旅館】
- ・ 事務補助金の増額またはカード決済手数料の行政負担をお願いしたい【旅館】
- ・ オンライン申告・納付をもっと簡単にできるようにして欲しい【簡易宿所】
- ・ 一室単位で料金を徴収しているため、宿泊人数により税額が変わる場合があることへの対応が負担【シティホテル】

宿泊税特別徴収事務補助金

- 宿泊税の徴収事務を支援するため、宿泊事業者からの要望や他の自治体での実施事例を踏まえ、毎年度の徴収税額に応じて補助金を交付。経費の一部を補助し、あわせて納期内納入の意欲高揚を図っている。
- 補助率は2.5%(導入後5年間は宿泊事業者の初期投資負担を考慮し3.0%)

特別徴収義務者(宿泊事業者)に対する各自治体の補助制度

	京都市	東京都	大阪府	金沢市	倶知安町	福岡県・福岡市 ・北九州市	長崎市
名称	宿泊税特別徴収 事務補助金	宿泊税特別徴収 交付金	宿泊税特別徴収 義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収 事務交付金	宿泊税特別徴収 義務者徴収奨励金	宿泊税報償金	宿泊税特別徴収 事務交付金
概要	• 期限内納入額の 2.5%(導入後5年間は特例措置として+0.5%)を補助 • 特別徴収義務者ごとの年間上限額200万円	• 納入額の 2.5%(導入後5年間は特例措置として+0.5%)を補助 • 特別徴収義務者ごとの年間上限額100万円	• 期限内納入額に対して以下の割合(導入後5年間は特例措置として+0.5%)を補助 ➢ 納付期間内に完納:2.5% ➢ 納期後の納入あり:2.0% ➢ 加算金を伴う増額更正等あり:1.0%	• 納期内納入額の 2.5%(導入後5年間は特例措置として以下の額)を補助 ➢ 期限内納入額の 3.0% ➢ 期限内納入 1月ごとに1,000円 • 特別徴収義務者ごとの年間上限額100万円	• 期限内納入額に対して以下の割合(導入後5年間は特例措置として+0.5%)を補助 ➢ 納付期間内に完納:2.5% ➢ 納期後の納入あり:2.0% ➢ 加算金を伴う増額更正等あり:1.0%	• 期限内納入額の 2.5%(導入後5年間は特例措置として+0.5%)を補助 • 電子申告利用かつ期限内納入の場合は0.5%加算 • 特別徴収義務者ごとの年間上限額200万円	• 期限内納入額の 2.5%を補助 • 特別徴収義務者ごとの年間上限額50万円

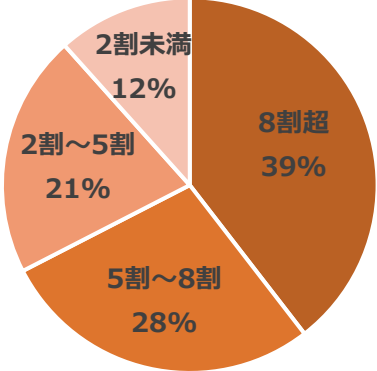
出典：各自治体HPなどを基に作成

周知・広報に関するアンケート結果

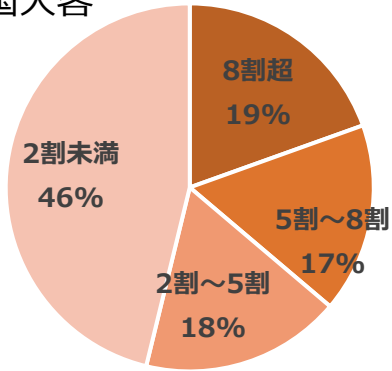
- ・ 宿泊事業者アンケートの結果から、宿泊税の認知度は外国人客で相対的に低い傾向
- ・ 宿泊施設における広報手段は「施設HPへの記載」、「予約受付時に電話、メール等で説明」が中心。京都市作成の広報物では、三角柱型ポップの利用率が比較的高め
- ・ 京都市による宿泊税の広報に対しては、「目的や用途の説明の充実」を求める意見が最多

宿泊税の認知度

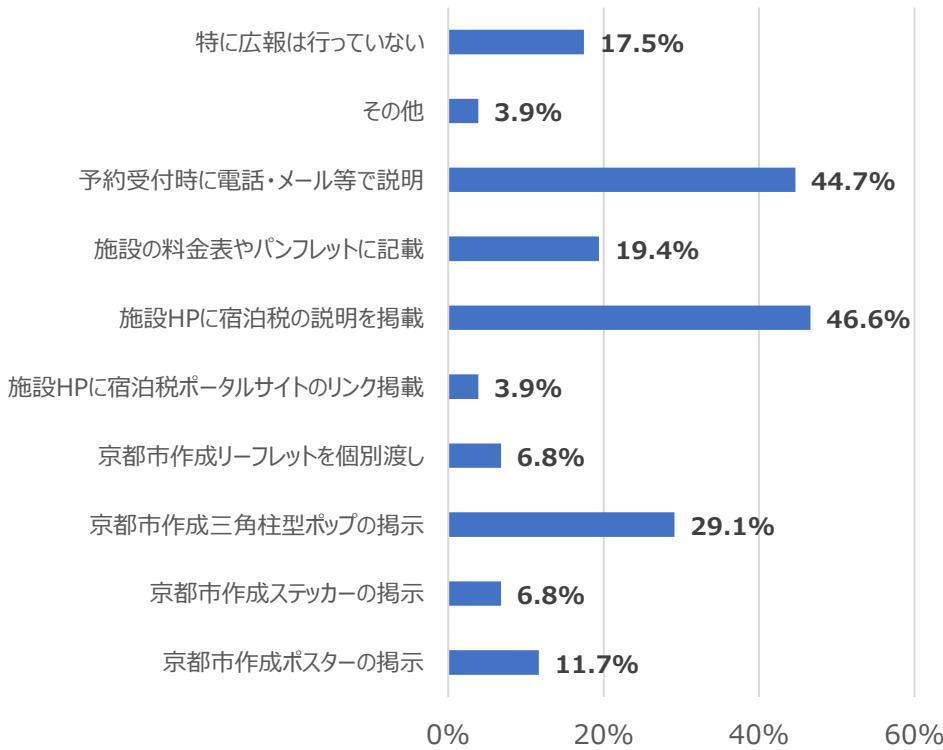
日本人客



外国人客

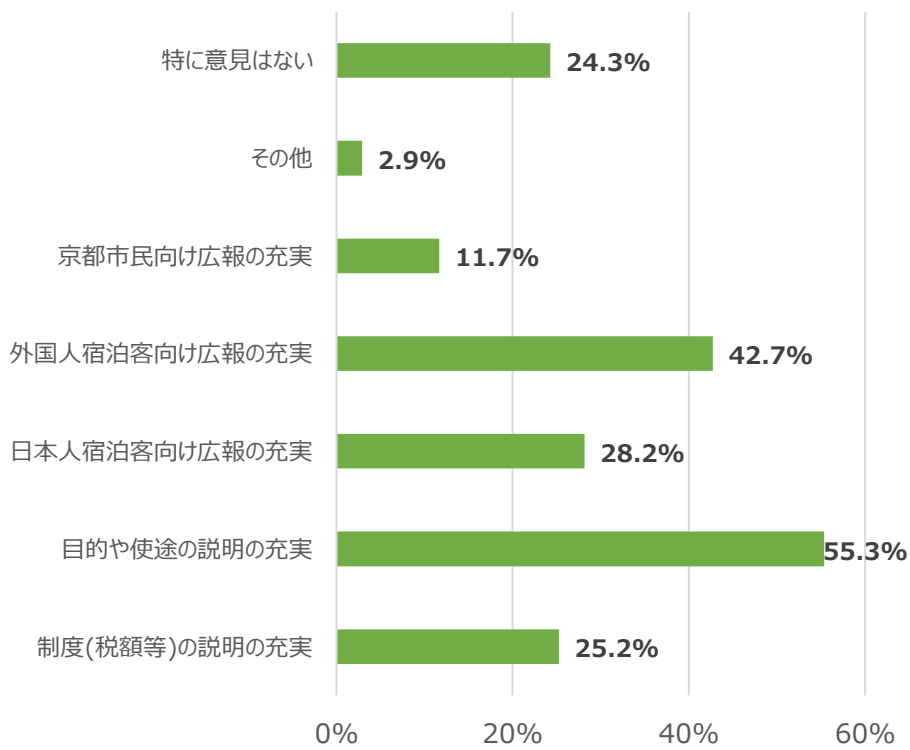


宿泊施設における広報の方法



※当てはまるものをすべて選択

京都市の広報に対する意見



※当てはまるものをすべて選択

課税免除

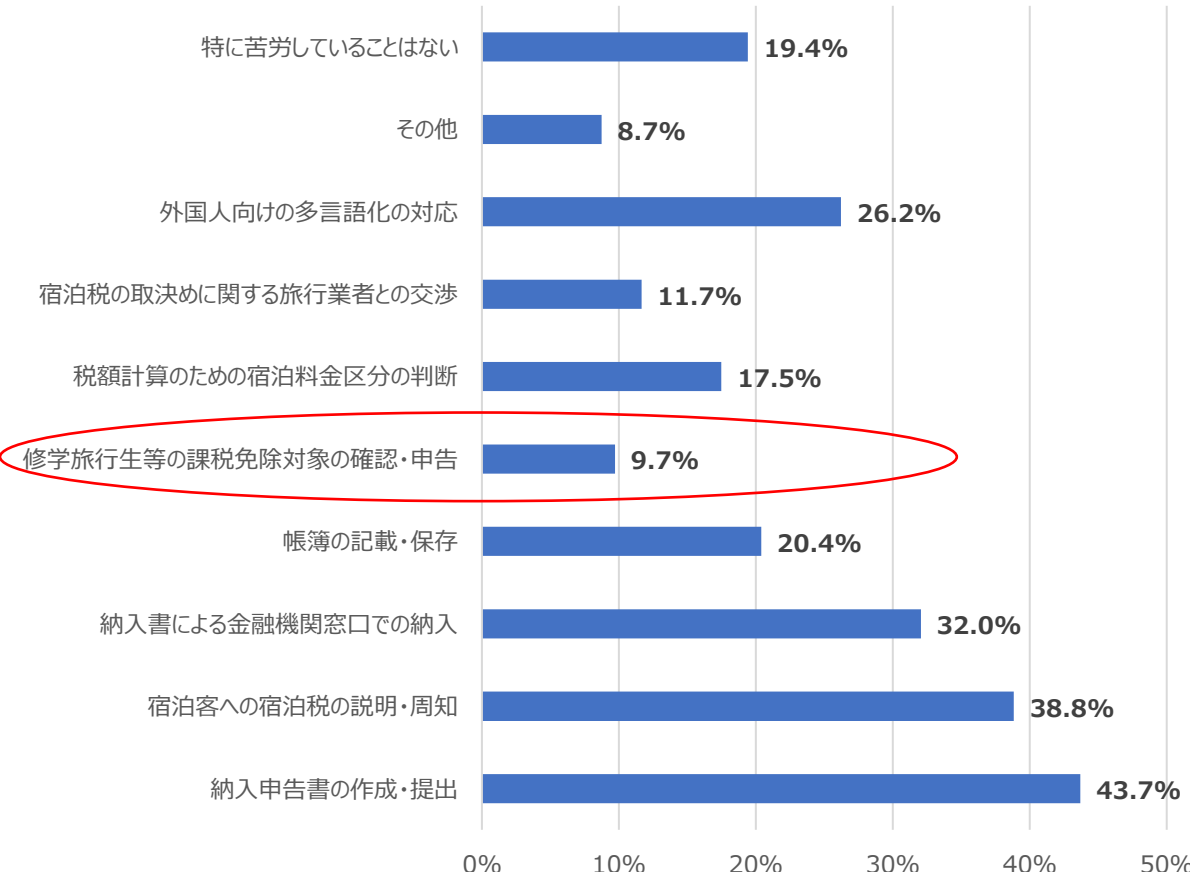
- 修学旅行生等について、学校教育の公益性に鑑み課税免除としている
- 宿泊事業者アンケートでは、課税免除対象の確認・申告に苦勞していると回答した事業者が約1割

宿泊税の課税免除制度

- 対象
修学旅行その他学校行事等の参加者(※)及びその引率者
※ 学校教育法1条に規定する学校(大学を除く)の児童、生徒又は学生

- 施行1年6箇月後調査を踏まえた見直しにより、学校行事に加えて、以下の施設が主催する教育目的の集団宿泊行事を対象に追加
 - 保育所(保育所型認定こども園を含む)
 - 幼保連携型認定こども園
 - 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設

徴収事務で苦勞していること(再掲)



※当てはまるものをすべて選択